

特別委員（紙）名簿

| | |
|-------|------------------------|
| 立花 敏 | 筑波大学生命環境系 准教授 |
| 湯本 啓市 | 経済産業省製造産業局素材産業課長 |
| 上河 潔 | 日本製紙連合会 常務理事 |
| 深津 学治 | グリーン購入ネットワーク（GPN） 事務局長 |
| 河野 康子 | 一般財団法人 日本消費者協会 理事 |

〔 紙の調達基準の検討において参加する委員。 〕

特別委員（パーム油）名簿

| | |
|-------|---------------------|
| 永田 淳嗣 | 東京大学大学院総合文化研究科 准教授 |
| 横島 直彦 | 農林水産省食料産業局食品製造課長 |
| 井上 達夫 | 油糧輸出入協議会 専務理事 |
| 齊藤 昭 | 一般社団法人 日本植物油協会 専務理事 |
| 金子 貴代 | グリーン購入ネットワーク (GPN) |
| 河野 康子 | 一般財団法人 日本消費者協会 理事 |

〔 パーム油の調達基準の検討において参加する委員。 〕

第 16 回 調達ワーキンググループ (WG) 紙の調達基準の検討 概要

(紙に関する課題について)

- ・紙の生産に関連する課題としては、自然林伐採による植林地開発、生物多様性の損失、泥炭湿地の開発、土地利用権を巡る紛争が挙げられる。
- ・認証を取得していても持続可能性が疑われるケースがある。
- ・日本のグリーン購入等で求めるような林業行為に関する法律の遵守については国を問わず大分改善されている。
- ・課題としては、法律以上のことをやらないと自然や地域の権利が守られないというケースに対する対処がまだチャレンジのある領域。

(製紙業界の対応状況について)

- ・製紙業界では古紙の利用拡大に努めており、日本の製紙原料の 6 割は古紙。古紙は、FSC でも PEFC でも認証原料として扱える。
- ・日本の製紙企業は国内外の所有林で森林認証の取得を推進。国内の製紙企業が消費している木材チップの 21%が森林認証材（認証された管理木材を含めると 67%）である。
- ・製紙連合会では、「違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針」を策定。会員企業に対するモニタリング事業も実施している。また、違法伐採対策のためのデュー・ディリジェンスマニュアルも策定している。
- ・生物多様性の保全についても業界として行動指針を策定している。
- ・森林認証紙の流通割合は統計がなく不明。原料面で追えば認証材はかなり入ってきているが、認証のロゴが付いた製品となっているものはまだ少ない。

(FSC 認証について)

- ・FSC については、国内の CoC 認証取得事業者も増えており、どんな種類の紙でも供給できる状況。
- ・古紙も含めれば、認証紙としてクレジットカウントできる原材料は 7 割ある。木材よりも供給面の不安は小さい。
- ・FSC の制度では認証林由来分が FSC ミックスクレジットとして表示できる。
- ・FSC では、グリーンウォッシュ対策として、FSC 認証品以外で問題を起こしていた場合に FSC の認証を取り消す制度がある。

(PEFC 認証について)

- ・PEFC 認証については、英国政府やオランダ政府から、FSC と同等の評価を受けている。

- ・ PEFC 認証においても、先住民の権利保護についての要求事項もある。
- ・ 苦情処理の仕組みも有しており、正確かつ検証された根拠を文書で提出することで適正に処理される。この枠外で特定の森林や企業に対する認証を取り消すことはない。
- ・ 認証方式には、物理式分離方式とパーセンテージ方式がある。ロゴを付けるにはボリュームクレジットが 70%以上である必要。
- ・ PEFC の承認にあたっては、300 を超える項目のチェックがある。
- ・ PEFC と相互認証しているインドネシアの IFCC について懸念が示されているが、認証の審査がおかしいという場合には、認証機関に苦情申立てしてもらいたい。
- ・ PEFC は ISO 方式を採用しており、明らかにおかしな会社に認証を与えることはない。

(古紙パルプについて)

- ・ 古紙パルプ配合率を明記する場合には、製紙連合会策定の計算式により最低保証値を算出する。ただし、認証制度でも古紙配合率の表示は求めておらず、グリーン購入法対応品でなければ見えてこない。
- ・ 古紙の割合を上げることで品質の低下や二酸化炭素の排出増となる場合がある。
- ・ 国内では古紙はすでに相当程度使用されている。必ずしも古紙配合率にこだわった調達を行わなくてもいいのではないか。

(対象とする紙製品について)

- ・ 紙製品にも様々なものがあるので、何を射程に入れるか考える必要。
- ・ 適用範囲には、印刷用紙だけでなく、包装や容器、ティッシュやトイレットペーパー等に使用される紙も入れてはどうか。
- ・ ロンドン大会ではコピー用紙、ポスター・チケット等の特殊紙、メダルの認定証などに紙が使用されている。また、紙の一番の使用量はパッケージ関係。

(その他)

- ・ 全般的に日本は紙製品の輸入は多くない。ただし、コピー用紙など 5 割近くが輸入品のものもある。
- ・ グリーン購入ネットワーク作成の紙のガイドラインでは、バージンパルプの合法性・持続可能性として 5 つの観点を設定。また、それを確認する方法として、森林認証制度、第三者監査、文書・現地確認があると整理している。
- ・ 既存の制度の活用による運用段階での負担軽減も必要ではないか。
- ・ 森林認証は非常に多くの指標について厳密なチェックをしており、持続可能性を確認する手法としてはしっかりしたものと考えている。
- ・ 認証も万能ではないが、全部を 1 つ 1 つ確認できない中でうまく利用する必要がある。

持続可能な調達WG

紙とパーム油の事例

2017年12月15日

川上 豊幸



紙の調達(古紙利用優先)

- まずは、幅広い製品で古紙利用を優先
- 特に、再利用困難な製品では、古紙100%再生紙を利用
- ロンドン大会に倣って、
- 塗工紙では、古紙75%以上の再生紙利用
- 非塗工紙では、古紙100%再生紙

紙の調達(塗工紙の25%以内)

- 持続可能性基準への合致を確認する
(前提条件)
- 基準案として特に注意すべき点
- 1 合法性
- 2 森林減少問題 (気候変動、生物多様性)
- 3 泥炭地開発(気候変動リスク)
- 4 搾取問題(土地権、労働権の侵害)
- 5 社会紛争(紛争・苦情への対処)
- 8 追跡可能性
- + 企業レベルでの評価の導入

3

認証制度の評価と課題

- 認証の監査はスナップショットのサンプルチェックなので、不完全性を前提として認識して利用すべきで、あくまでも指標
- 特に、紙では、クレジット方式での非認証材とを混ぜて利用するために、評価すべきは、認証材に利用可能な非認証材の基準レベル
- FSCでは、3の泥炭地問題以外は、概ねクリアできるが、PEFCでは、1合法性と8追跡可能性以外は、概ねクリアできないので大きなギャップがある。
- PEFCでは、認証100%利用であっても、外国人・移住労働、腐敗防止、泥炭地保全が欠落。

4

認証制度の評価と課題

- 実際、この利用可能な非認証材（管理材）については、各社がリスク評価を行って、認証機関が審査する手順。
- 最近、PEFC Austriaでは、ルーマニアでの違法伐採と判明した材が、管理材に含まれていることが確認された。
- これを受けて、FSCでは、当該企業は、絶縁措置(Disassociation)を受けているが、PEFCではCOC認証を継続している。

5

認証制度の評価と課題

- 議論になっているIFCCを取得している大手の2つの紙企業グループについて、昨年から今年にかけて、泥炭地管理について規制違反事例が数件報道され、政府による是正措置が適用されているが、IFCCからの認証停止や一時凍結措置も確認できていない。土地紛争も長年の続いており、多数発生している。
- 認証機関の審査状況を、確認するための認定機関の役割が、FSCよりもPEFCでは脆弱だと認識してしている。

6

パーム油の調達(人権面)

- 持続可能性基準への合致を確認する
(前提条件)
- 基準案として特に注意すべき点
 - 1 合法性
 - 2 森林減少問題 (気候変動、生物多様性)
 - 3 泥炭地開発(気候変動リスク)
 - 4 搾取問題(土地権、労働権の侵害)
 - 5 社会紛争(紛争・苦情への対処)
 - 8 追跡可能性
- + 企業レベルでの評価の導入

7

パーム油の調達(人権面の課題)

- アブラヤシ農園では土地紛争や労働問題も深刻
- RSPOに基準は持っているが、RSPO認証農園であっても労働問題や違法な労働慣行が発生しており、RSPOの苦情対処も不十分。
- MSPOについては、認証油であっても強制労働への対処が困難。住民との合意を行うFPIC規程はあるものの、確認手続きが不十分ではないか。また、政府関係企業が多数先行して認証されており、独立性に疑問。
- POIGは、森林減少禁止や労働規準も厳しい

8

労働の人権侵害事例

- 法定最低賃金以下での労働
- 長期間に渡る日雇い契約
- 高いノルマや罰金
- 日雇い労働者が手伝いを要請：児童労働
- 安全装備支給せず：労働者が負担
- 労災もなし
- 労働組合の組織化妨害

- 強制奴隷と考えられる事例
- パスポート取り上げ：
- 斡旋料やビザ・労働許可証取得での借金負担：
債務奴隷
- 詐欺的な募集
- 賃金不払、ピンハネ等

9

パーム油の調達（その他課題）

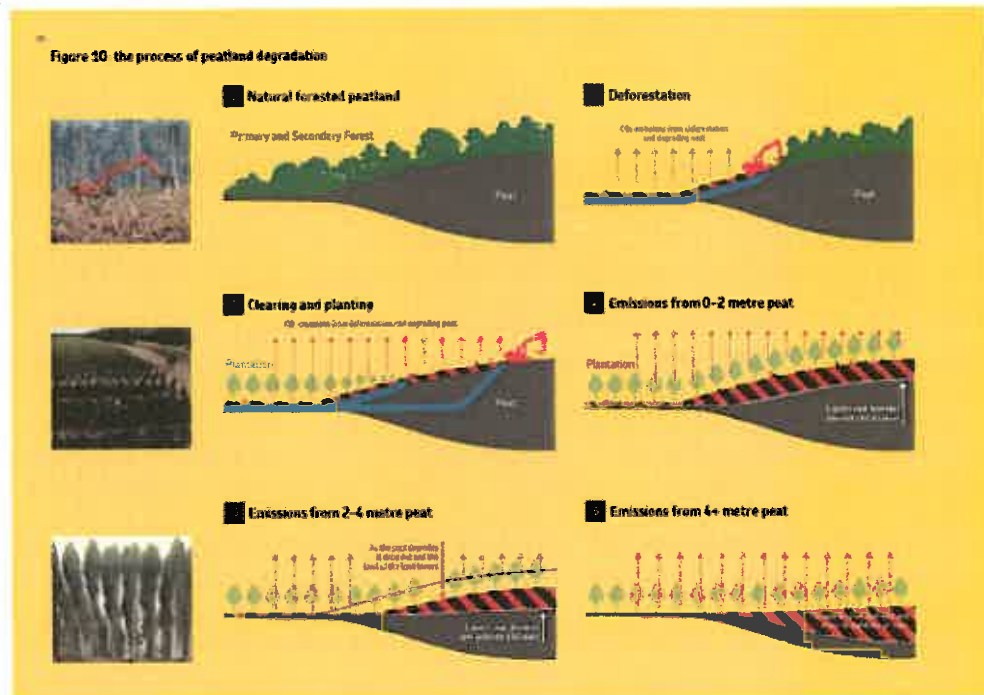
- RSPOでは、保護価値の高い森林(HCVF)についての保全は行われているが、それ以外の二次林保全や森林減少への対処は不十分で、泥炭地開発への規制も不十分

- 持続可能性を認証表示で確認するには、
- マスバランス(MB)では、非認証油が混入するので、少なくとも、セグリゲーション(SG)か、アイデンティティ・プリザーブ(IP)とすべき

10

熱帯泥炭地：地球の火薬庫

- 熱帯泥炭地の熱帯林の下に眠る泥炭層には、世界の化石燃料の消費量の100年分にも相当する炭素が貯蔵され、熱帯泥炭地は「地球の火薬庫」と呼ばれています。



11

ご清聴ありがとうございました。

- RAINFOREST ACTION NETWORK (RAN)
ran.org
- レインフォレスト・アクション・ネットワーク
日本代表部
japan.ran.org
- プランテーション・ウォッチ
～責任ある調達を目指す～
www.plantation-watch.org

東京2020オリンピック・パラリンピックのための 責任ある紙とパーム油調達コードに関する提言

レインフォレスト・アクション・ネットワーク

背景

2020年東京オリンピック・パラリンピック大会の準備にあたって、私たちは、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（TOGOC）が、2020年の世界の人々のニーズと期待に照らしてベンチマークとなる調達コードを導入するように要請します。

ロンドンオリンピック以来、世界の天然林の地球規模での見通しは悪化しています。農産物生産は森林減少の最大の要因であり、インドネシアだけでも、パルプやパーム油のための森林減少が、熱帯雨林の中の絶滅危惧種の避難地域や炭素豊富な泥炭地にも拡大し続け、気候変動にも悪影響を与えています。土地権の紛争は未解決のままであり、強制労働と児童労働の報告事例は増加しています。しかし、日本は依然として紙の主要な購入者であり、インドネシアなどの地域からのパーム油の輸入も増え、熱帯雨林や人権侵害の深刻化を招いています。

レインフォレスト・アクション・ネットワークは、東京オリンピックの調達コードが、責任あるサプライチェーンと、国際的な誓約水準への合致を保証するように、TOGOCが一連の紙パルプとパーム油の調達方針とデュー・ディリジェンス実施方策を採用されることを提言します。紙パルプとパーム油産業の主要企業は、現在、認証制度が提案しているレベルを超えて、サプライチェーン全体にわたり責任ある紙パルプ、パーム油生産を求める「森林伐採禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止 (NDPE: No Deforestation, No Peatland and No Exploitation)」の方針を採用しています。

持続可能な開発目標（SDGs）、パリ条約の温室効果ガス排出削減目標、ニューヨーク森林宣言は、それぞれ森林の緊急保護を、ビジネスと人権に関する国連指導原則、先住民族の権利に関する国連宣言、国際労働機関の中核条約は人権を守るための強力な保護措置を求めています。これらの取組みは概ね日本政府が賛同しています。したがってTOGOCは、NDPE基準を組み入れ、日本が国際的に行ったコミットメントに合致する強力な紙とパーム油の調達方針を採用することが重要です。

私たちは、責任ある生産のための施業に従って、サプライヤーが紙パルプまたはパーム油製品を生産しているかどうかを評価するためにTOGOCが使用できる重要な2つの基準のセットについて以下に概説しています。現在の検証メカニズムのほとんどは、社会的および環境的責任と、多くの場合に法令遵守の保証にも利用できないという認識が重要です¹。大部分の潜在的なサプライヤーが自主的な認証システムの使用を通じて「持続可能な」業務遂行を提唱していることを前提とすれば、認証制度についての様々な第三者検証システムの役割や限界とともに、それら認証制度の要約と評価に関する、追加的なガイダンスを付属資料として提供します（添付書類をご覧ください）。

¹ EIA (2016), <https://eia-international.org/report/who-watches-the-watchmen> <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2016/11/palm-oil-global-brands-profit-from-child-and-forced-labour/> https://d3n8a8p7vvhmx.cloudfront.net/rainforestactionnetwork/pages/15889/attachments/original/1467043668/The_Human_Cost_of_Conflict_Palm_Oil_RAN.pdf?1467043668 <http://iopscience.iop.org/article/10.1088/1748-9326/11/10/105007>

私たちは調達コードに、企業グループレベルでサプライヤーの業績と評判を評価するための新しい基準を導入することによって、社会・環境被害を引き起こす企業に関連したリスクをさらに軽減するようTOGOCに要請します。この追加的なデュー・ディリジェンスは、評判リスクに対する保護を行い、2020東京大会がオリンピック憲章に沿って社会・環境価値を守ることを確保するために役立つものとなります。

透明性は、オリンピック・アジェンダ2020に明記されているようにオリンピックの信頼性にとって基本的なものです。森林関連製品、特に森林ガバナンスの弱い熱帯林を有する国に由来する製品が社会・環境リスクが高いことを考えると、調達コードの実施に向けた進捗状況の定期的な報告とともに、サプライヤーと原産地情報の完全な開示が重要です。

ご不明な点があったり、もっと詳しいガイダンスを希望される場合は、レインフォレスト・アクション・ネットワーク日本代表の川上豊幸までご連絡ください。

(連絡先：toyo@ran.org 電話03-3341-2022)

東京2020オリンピック・パラリンピックの責任あるパーム油調達コードに関する提言

〈適用範囲〉

持続可能なパーム油調達コードは、東京大会で使用されるパーム油及びパーム核油を含むすべての製品に適用されなければならない。

〈持続可能なパーム油調達基準〉

1. **合法性** 関連する全ての国際的、国内及び地方の法律や規則に従って生産されたパーム油であること。
2. **森林減少の禁止** 森林減少が無いこと。高い保護価値（HCV）地域及び高炭素貯蔵（HCS）林の保護を確保して、プランテーションへの転換を含めて、天然林の皆伐をせずに生産されたパーム油であること²
3. **泥炭地開発の禁止** 泥炭地の深さに関わらず泥炭地の開発や排水をせず、既存の泥炭地上の農園については、最高レベルの利用可能な科学に沿って再湿地化と回復の義務を伴って生産されたパーム油であること。
4. **搾取の禁止** 契約労働者、臨時雇用、移住労働者、全てのジェンダーの労働者を含めた全ての労働者の権利や、先住民族や地域コミュニティの法的権利、共有権や慣習上の権利を持つ土地の開発に対する、自由意志による事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）を承諾か拒否するという権利などの土地権を含んだ人権を尊重し、守った上で生産されるパーム油であること。

² HCSアプローチを使用 www.highcarbonstock.org

5. **社会紛争の禁止** 社会紛争とは関係なく生産されるパーム油であること。潜在的なサプライヤーへの顕著な苦情は、オープンでバランスのとれた透明で責任ある苦情処理メカニズムと、相互に合意された紛争解決プロセスを通じて、影響を受けたコミュニティと当事者が満足するまで解決されなければならない。権利保有者の特定、被害の査定、その救済は、開発前にFPICを取得できなかったプランテーションを含めて過去の苦情に対して対処されなければならない。
6. **汚染の防止** 化学的汚染や農薬の汚染³、及び遺伝子汚染や火入れ無く生産されたパーム油であること。
7. **小規模農家の参加を推進** 小規模農家システムの多様性と十全性を守りながら、利益の共有を増加し、コンプライアンス達成するために小規模農家を支援して生産されたパーム油であること。
8. **食料安全保障、食糧主権、回復力等の強化** 食料主権と安全を確保し、女性に権限を与え、気候変動に対する回復力を促進する、地域内において管理された公平で多様な食糧生産システムの維持と発展を通じて生産されるパーム油であること。
9. **追跡可能性と透明性** 農園まで追跡できるパーム油であること。

東京2020オリンピック・パラリンピックの責任ある紙パルプ調達コードに関する提言

<適用範囲>

持続可能な紙パルプ調達コードは、東京大会で使用されるパーム油及びパーム核油を含むすべての製品に適用されなければならない。

<持続可能な紙パルプ調達基準>

注：再生紙および国産材/国産木材チップの調達は、国外の原材料からのバージン紙および木材チップよりも優先されるべきである。

1. **合法性** 関連する全ての国際的、国内及び地方の法律や規則に従って生産された紙であること。
2. **森林減少の禁止** 森林減少が無いこと。高い保護価値（HCV）地域及び高炭素貯蔵（HCS）林の保護を確保して、プランテーションへの転換を含めて、天然林の皆伐をせずに生産された紙であること⁴。

³ FSCの「非常に危険な」農薬リストやSANで禁止されているパラコートなどの有害で生体蓄積型、持続型の農薬を含む。

⁴ HCSアプローチを使用 www.highcarbonstock.org

3. **泥炭地開発の禁止** 泥炭地の深さに関わらず、泥炭地の開発や排水をせず、最高レベルの科学に基づく既存の泥炭地上の植林地については復元の義務を伴う形で生産された紙であること。
4. **搾取の禁止** 契約労働者、臨時雇用、移住労働者、全てのジェンダーの労働者を含めた全ての労働者の権利や、先住民族や地域コミュニティの法的権利、共有的権利や慣習上の権利を有する土地の開発に対する、自由意志による事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）を承諾か拒否するという権利などの土地権を含んだ人権を尊重し、守った上で生産される紙であること。
5. **社会紛争の禁止** 社会紛争とは関係なく生産される紙であること。潜在的なサプライヤーへの顕著な苦情は、オープンでバランスのとれた透明で責任ある苦情処理メカニズムと、相互に合意された紛争解決プロセスを通じて、影響を受けたコミュニティと当事者が満足するまで解決されなければならない。権利保有者の特定、被害の査定、その救済は、開発前にFPICを取得できなかった植林地や管理地を含めて過去の苦情に対して対処されなければならない。
6. **汚染の防止** 化学的汚染や農薬の汚染⁵、及び遺伝子汚染や火入れ無く生産された紙であること。
7. **食料安全保障、食糧主権、回復力等の強化** 食料主権と安全を確保し、女性に権限を与え、気候変動に対する回復力を促進する、地域内において管理された公平で多様な食糧生産システムの維持と発展を通じて生産される紙であること。
8. **追跡可能性と透明性** 植林地や管理地まで追跡できる紙であること。

<企業グループを評価する基準>

企業グループレベルで上述した主要な基準を満たすことに加えて、サプライヤーに関する企業グループは以下の特定の基準を満たす必要があります。

1. いかなる認証制度（FSC、RSPOまたは国内スキーム）からも追放や除名がなく、責任ある生産についての要求事項に違反した事例についての報告がないこと。
2. 当該企業グループのために確保された、既存のプランテーション、新規開発地、加工施設、泥炭地、HCV地域、HCS林の位置を公表すること。
3. すべての直接サプライヤーを公開すること。

⁵ FSCの「非常に危険な」農薬リストやSANで禁止されているパラコートなどの有害で生体蓄積型、持続型の農薬を含む。

4. 不遵守を特定するための衛生や現場ベースの評価を利用する適切なデュー・デリ
リジェンスおよびモニタリングシステムを持つこと。その対象には、企業グループ
のコンセッション内での熱帯林や泥炭地を皆伐しているサプライヤーを含めるが、
これに限定するものではない。
5. 2020東京大会の持続可能な調達コード不遵守の解決を支援するための、オープンで
バランスのとれた透明で説明責任のある苦情対策メカニズムと紛争解決メカニズム
を企業グループとして確立すること。
6. 責任ある生産慣行を保証するために、認証制度の要求事項に基いて、それを超えて
構築した環境・社会指標の遵守状況の独立に検証された遵守状況と100%追跡可能な
サプライチェーンの達成に向けた進捗状況を包括的に報告すること

付属資料

さらなるガイダンス：なぜ自主的な認定制度は、たいていの場合に社会的および環境的責任を、そして多くの場合に法的遵守を保証できないのか。

自主認定制度は、堅牢で有意義な生産慣行、業績基準を確立し、紙パルプ、パーム油などのような森林に影響を与える商品の出处や社会的・環境的影響を検証するために有用で強力なツールとなり得ます。これらの制度は一方で、基準自体の欠点として、独自の課題があります。解釈の差異、基準との適合性を評価するための弱い監査手順、弱いガバナンスとシステムや、認証機関や監査人の説明責任、監査自体の独立性と十全性の欠如等です。

よって、自主的な認証制度はTOGOCが使用するツールであるかもしれませんが、持続可能性と人権尊重を保証するために依存することはできません。特に、持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）認証、マレーシアの持続可能なパーム油（MSPO）認証、インドネシアの持続可能なパーム油（ISPO）認証、それに紙のためのPEFC認証は、責任ある製品の調達を確実にするために、頼ることはできません。

「森林伐採禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」の遵守基準（提言を参照）を満たすサプライヤーに対する要求事項を含む、強化されたデューデリジェンスシステムを用いて、紙パルプおよびパーム油産業に使用される主要な自主的な認証制度を補完する必要があります。高炭素貯蔵アプローチやパーム油イノベーショングループ（POIG）のような革新的な基準やツールを実践することが重要です。

<パーム油認証とコンプライアンスの独立検証>

パーム油イノベーショングループ（POIG）

パーム油革新グループ（POIG）は、持続可能なパーム油のための円卓会議を基盤とした独立した検証システムであり、責任をもって生産された「森林伐採禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」のパーム油に対する保証を提供する唯一のシステムです。POIG憲章⁶および検証指標⁷は、高炭素貯蔵アプローチを用いて、高保全価値地域と高炭素貯蔵林の両者の保護を必要としています。

また、マレーシアのパーム油産業における強制労働につながった慣行である募集時の費用請求やパスポート没収の禁止など、RSPOの要求事項を超えて国際人権規範に沿った明確な要求事項を示しています。また児童労働につながるとされている不安定な作業や、インドネシアの農園でのkernet（補助作業のために労働者個人に雇用される労働者）の搾取を制限しています。POIGはまた、堅牢な追跡可能性と透明性を要求し、POIG検証済みの油はRSPOセグリゲーション（SG）サプライチェーンまたはアイデンティティ・プリザーブド（IP）サプライチェーンを使用してプランテーションに追跡可能です。

持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）認証制度

⁶日本語版は http://poig.org/wp-content/uploads/2014/09/Palm-Oil-Innovations-Group-Charter_Japanese.pdf

⁷ The POIG Verification indicators are available in Japanese http://poig.org/wp-content/uploads/2016/09/POIG-indicators_Japanese.pdf

RSPOの基準では、高炭素貯蔵林（二次林）の保護を必要とせず、また炭素に富む泥炭地の開発を可能にするため、森林減少を許すものとなっています。設立以来、RSPOの要件に違反した認証事業者のケースが多く文書で報告されています。

認証は、多くの場合、社会・環境的責任の十分な保証を提供しないという事実に加えて、認証製品には認証材と非認証材が混在している場合があります。認証の評価でもこれらの問題を考慮する必要があります。持続可能なパーム油のマスバランス（MB）サプライチェーンモデルでは、RSPO認証油と非認証油が混在しています。MB-RSPO認証油はRSPO基準を満たしておらず、森林、泥炭地、人権などを犠牲にして栽培された違法な原料やパーム油を含むリスクがあります。対照的に、セグリゲーション（SG）サプライチェーンまたはアイデンティティ・プリザーブド（IP）サプライチェーンはRSPO認定油のみを使用します。したがって、RSPO SGまたはIPは、パーム油がRSPO標準に従って栽培されたことをより確実に保証します。

マレーシアの持続可能なパーム油（MSPO）とインドネシアの持続可能なパーム油（ISPO）認証制度は、森林破壊と泥炭地植林を可能にするそれぞれの政府によって制定されたシステムです。どちらもRSPOと同じ欠点があります。MSPOはまた、上述のMBモデルとSGモデルを採用しています。MSPOスキームに関与している数多くの企業について、強制労働、人身売買、搾取的労働状態の事例報告が公開されています⁸。

<紙パルプの認証制度>

森林管理協議会（FSC）は、広範囲の木材、パルプ、紙、ゴム、非木材林産物をカバーする認証基準を監督しています。最も初期のパイオニアとなる自主的な認証制度の1つとして、FSC基準とそのシステムは、RSPOが悩まされているのと同じ弱点の多くに苦しんでいます。しかし、FSCは、インドネシアで広く利用されているPEFC（Programme for the Endorsement of Forest Certification）よりも一般に信頼性が高いとされています。

FSCクレジットシステムでは、FSC認証材とFSCが確立した最低限のパフォーマンス閾値である管理木材基準を満たす材料である管理木材を混合しますが、FSCが作成したリスク評価に基づくデューデリジェンスシステムを使用して評価され、FSC評価が未設定の場合には最新の管理木材基準の手続きに沿った企業によるリスク評価を使用して評価されます⁹。PEFCクレジットシステムは、PEFC認証材と非認証材を含む可能性がある管理木材供給源を組み合わせていますが、理論上、論争のある供給源は避けています。地域やサプライヤーによっては、このシステムは概ね信頼できません¹⁰。追加のデュー・ディリジェンスが必要です。

⁸ <http://www.schusterinstituteinvestigations.org/#!/slavery-in-palm-oil-industry/cgit>, Bloomberg, <https://www.bloomberg.com/news/articles/2013-07-18/indonesias-palm-oil-industry-rife-with-human-rights-abuses>, Wall Street Journal, <http://www.wsj.com/articles/palm-oil-migrant-workers-tell-of-abuses-on-malaysian-plantations-1437933321>、また、最近、社会面について認証制度を比較したレポートが発表されており、特にISPOやMSPOについては大変低い評価となっています。Forest Peoples Program, (2017) *A Comparison of Leading Palm Oil Standards*, https://www.forestpeoples.org/sites/default/files/documents/Palm%20oil%20Certification%20Standards_lowres_spreads.pdf

⁹ <https://jp.fsc.org/preview.fsc-std-40-005-v3-0-fsc.a-290.pdf>

¹⁰ Greenpeace, (2014), *Weaker Certification Schemes: Other forest industry driven certification schemes fail to meet basic performance indicators*. <http://www.greenpeace.org/international/en/campaigns/forests/solutions/alternatives-to-forest-destruction/Weaker-Certification-Sc>

管理された供給源の混在は、信頼できる認証システムとして、または法令遵守を実証するためには使用できません。しかし、FSC森林管理基準は、森林ガバナンスの弱い国、腐敗度が高く法の支配が弱い国の高リスク企業や製品を含む原生林、泥炭地、社会紛争および高リスク源に関連する追加のデュー・ディリジェンス措置とともに使用することができます。

〈結論〉

要約すると、RSPO、MSPOやPEFC認証製品はパーム油及び紙パルプの責任ある調達を確実にするために頼ることはできません。POIGは「森林伐採禁止、泥炭地開発禁止、搾取禁止」パーム油の緊急の必要性に対応した、真に責任あるパーム油生産のための唯一の検証システムです。FSC森林管理基準は、欠点があるものの現在紙のために利用可能な最も信頼性の高い認証制度です。サプライヤーは、高炭素貯蔵アプローチを実施することが重要です。これはインドネシアでは、パーム油と紙パルプ部門の両方で「森林減少禁止」の約束を実施するためのグローバルな主要方法論です。

第 17 回 調達ワーキンググループ (WG)

パーム油の調達基準の検討 概要

【ISPO について】

- ・ パーム油はインドネシアにとって最大の外貨収入源であると同時に内需も大きい。
- ・ 非常に多くの雇用を創出しており、地域の経済を発展させている。インドネシアは 40% が小規模農家である。
- ・ ISPO には原則と基準がある。専門の認証機関が監査し、検証プロセスを経て認証が与えられる。
- ・ 今後 ISPO を強化していく。現在は農業省令に基づく制度だが、今後大統領令に引き上げる予定である。
- ・ ISPO は今後義務化され、企業だけでなく、独立した農家等すべてが対象になる。違反があれば、罰則が発生することになる。
- ・ ISPO の認証にかかるコストについては、企業は自分で負担することになるが、小規模農家は政府が負担する。
- ・ ISPO の強化により、原則と基準に「透明性とトレーサビリティ」が加えられた。
- ・ 政府、地域社会、企業、NGO を関与させることで透明性を追求していく。これらのステークホルダー間のバランスをとっていくことが重要と考える。
- ・ 2つの新しい機関が加わる。1つは国家認定委員会で国際基準に則ったものになる。もう一つはコミュニティ、NGO、研究者、専門家によって構成される独立モニタリング機関。

【MSPO について】

- ・ マレーシアは 40% が小規模農家になる。約 65 万人。
- ・ パーム油産業は貧困緩和や地域格差縮小という点で重要な産業。国連でも貧困削減の方策として紹介されている。
- ・ パームは合法的な農地でのみ栽培される。この土地は以前他の樹木や穀物栽培に使っていた土地になる。
- ・ パーム油に関する 60 以上の法律や規則があり、種子の生産やプランテーション、搾油、加工、輸送、流通等に関する 25 のライセンスがある。
- ・ MSPO は小規模農家も含めて対象にしている。
- ・ 認証は 5 年ごとにレビューしている。
- ・ MSPO の目的として、環境を保護すること、人々の生活をよくすること、オイルパームの慣行を持続可能にすること、小規模農家の権利を守ることなどが挙げられる。
- ・ MSPO には 7 つの原則があり、環境、経済、社会の側面に配慮している。また、国連のグローバルコンパクトの持続可能な食品農業ビジネスの原則に準拠している。

- ・ 認証プロセスについては ISO17021 に基づいたものとなっている。
- ・ 現在は任意の参加となっているが、2019 年 12 月までに小規模農家を含めたすべての生産者が参加を義務付けられる。
- ・ MSPO 認証にかかるコストについて、小規模農家は 100% 政府が負担する。小規模な農園は 70%、大企業は 30% を政府が負担する。最終消費者には認証コストが転嫁されないようにしている。
- ・ クレジット方式はなく MB のみ。今後は SG へ移行していきたい。
- ・ トレーサビリティについては、サプライチェーンのトレーサビリティに特化したドキュメントがある。どこで生産されたものなのか、どの工場や製油所を經由してユーザーまで流通したのかを見ることができ、それがライセンス化されている。
- ・ スモールホルダー向けの資金については財務省から出ており、経済調整省が監査を行っている。
- ・ MSPO はマレーシアのための認証制度なので、適用範囲はマレーシア国内のみであり、日本に入って以降の部分に対する権限はない。
- ・ 認証委員会については、認証システムをしっかりと見ていく組織になっていて、様々な角度からモニタリングを実施している。

【RSPO について】

- ・ RSPO は民間の認証制度であり、NGO や企業等多様なステークホルダーが参加している。
- ・ RSPO の運営は総会の理事会で決定する仕組みになっていて基準や運営方法もここで決まる。これによって透明性を確保している。
- ・ 業種によって会費の金額を分けて設定しており、小規模農家にも参加いただけるようになっている。
- ・ RSPO 認証は実物の流れを伴う認証 (IP、SG、MB) と伴わない認証 (BC) がある。
- ・ BC はパームトレースという専門のウェブサイトがあり、認証油の取引価格が公開されている。
- ・ RSPO は小規模自作農に対して、総額 200 万ドル以上支援してきた。
- ・ RSPO よりも高いレベルを求めた認証として RSPO NEXT がある (クレジット制度のみ)。現場の要求事項を高めるだけでなく、認証油を使う側にも相応の努力を求める仕組みになっている。
- ・ RSPO は 8 つの原則に基づき、多数の条項とさらに条項を細分化した指標が設けられている。
- ・ RSPO の総認証面積は約 320 万ヘクタールになる。
- ・ 会員数はサプライチェーン準会員が最も多く約 45% を占める。会員の大部分が EU 圏内であるが、近年アメリカも伸びてきている。日本は正会員が 55、賛助会員が 1、サプライ

チェーン準会員は 22 になる。

- RSPO 認証油の流通量の大部分は EU である。
- ヨーロッパではクレジット制度より実物取引が求められる傾向にある。ただし、直近 6 ヶ月ではクレジット制度による取引が増えており、今後クレジット制度による取引が増える可能性もある。
- RSPO は一種のブランドであり、商品の強みとなるもの。取引価格の透明性は求められていないのではないか。
- クレジット制度や MB では、非認証農園由来の油について特別の要件はない。

(認証に対するコメント)

- いろいろな製造メーカーや小売りが参加して、自分達で進捗を報告するという RSPO の仕組みは、大会が終わった後も継続していくものとして非常に有効な仕組みだと思う。
- 負担能力のある農家を選別するというシステムだとやや社会的コストになるが、国によって点ではなく小規模農家も含めた面で押さえる方式になるとコストが下がる可能性があると思う。

パーム油サプライチェーン における労働・人権

2017年12月15日



BSR®

The Business of a Better World

BSR

BSRの概要

サステナビリティに関するグローバルビジネスネットワーク

BSR(www.bsr.org)は、全世界250社を超える会員企業やその他のパートナーから成る世界的なネットワークと共に、公正で持続可能な世界の構築に向けて活動しています。BSRはアジア、ヨーロッパ、および北米の拠点から、コンサルティング、調査、セクター横断型のコラボレーションなどを通じて、持続可能なビジネス戦略とソリューションの開発に取り組んでいます。



サンフランシスコ
 ニューヨーク
 コペンハーゲン
 パリ
 広州
 香港
 上海
 東京



33

BSR活動概要

ミッションに基づく活動

ミッションに基づくアプローチとともに、イノベーションと長期的な変革を志向するコンサルティングサービスを実施しています。

深い経験

豊富な経験により、企業活動のあらゆる分野で等しく活動を展開する知見を備えています。また、バリューチェーンの各所をつなぐ独自の立場を確立しています。

リーダーシップの発揮

1992年から企業責任という分野の形成に寄与し、サステナビリティに注力した25年の経験に基づく比類ない専門性と知見を提供することができます。



多様な背景

ビジネス、市民社会、コンサルティング、投資、政府、法曹、政策など多様な背景を有するスタッフが世界中から集まり、サステナビリティを巡る課題に対して革新的で多様な意見をもたらしています。

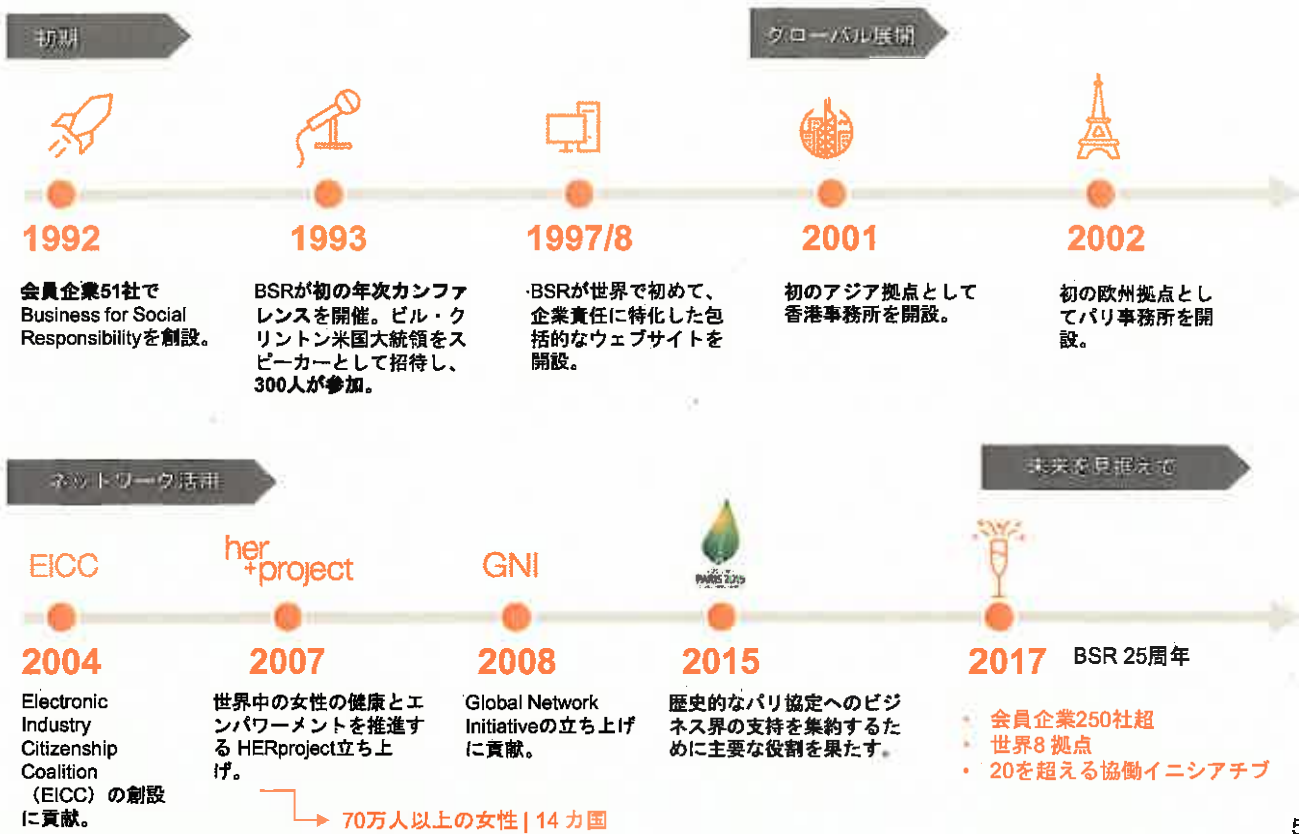
業界へのフォーカス

BSRのコンサルティングチームは業界ごとに組織され、業界特有の課題や動向に詳しい専門家のチームを編成しています。

専門分野

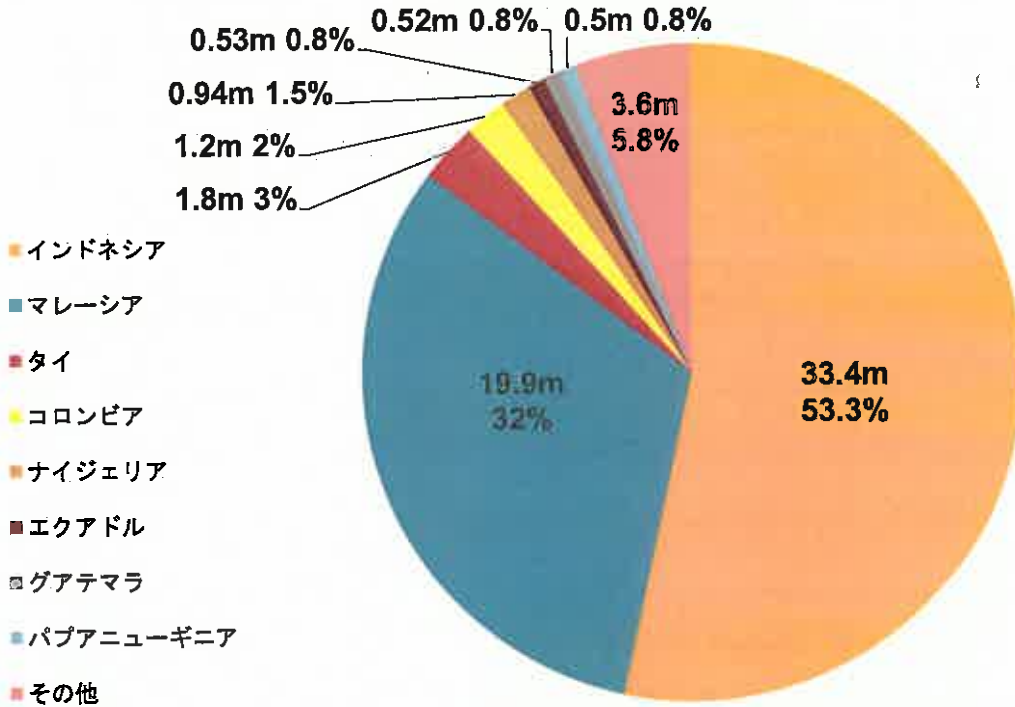
BSRの各チームはコンサルティング・協働・助成金・調査プロジェクトにおいて、気候変動、人権、インクルーシブ・エコノミー、持続可能なサプライチェーン、サステナビリティ・マネジメント、女性のエンパワーメントという6つの主要分野に注力しています。

BSR 25年の歩み: 未来を見据えて



パーム油の取り組み

世界のパーム油生産量（2015年）：百万トン



インドネシア&マレーシア = 市場シェア84%

データ：oil world2016年6月データベース



労働・人権アセスメント

- 大手パーム油サプライヤーと協力し、インドネシアとマレーシアのパーム油プランテーションの労働・生活環境を評価。労働管理体制が国際的に求められる基準やステークホルダーの期待に沿っているかを確認
- 活動内容：
 - 各国の規制、業界基準、国際的な期待値に照らした企業の社内基準等のデスクトップレビュー
 - パーム油プランテーション労働者へのインタビュー
 - パーム油プランテーションの経営陣へのインタビューや協議





- サプライチェーン上で弱い立場に置かれてる労働者に対する企業の認識と理解を深める
- 国・業界特有の状況への包括的な理解を基に、企業やサプライヤーにおける管理体制づくりをサポートし、児童労働・強制労働・人身取引など労働環境・人権侵害の改善と防止に努める

労働・人権課題

パーム油：労働・人権課題への懸念の高まり

- 一般消費財の約5割にパーム油やパーム由来の原料が含まれている（食用油、パン、チョコレート、アイスクリーム、洗剤、シャンプー、自動車・発電所向けバイオ燃料など）
- 認証団体（RSPO）やステークホルダーは、従来から森林破壊、生物多様性への悪影響、温室効果ガス排出といった環境問題に主に注目していた。社会課題として初期に注目されたのは、主に先住民やコミュニティの土地利用権やその社会的影響にかかわる課題
- RSPOの成長と範囲拡大に伴い、ステークホルダーの労働問題を巡る懸念がますます取り上げられるようになり、「責任ある」パーム油の定義は拡大される方向にある



11

パーム油にかかわる労働・人権課題

- 長時間労働
- 不適切な賃金支払い
- ハラスメント
- 労働者権利の欠如
- 安全衛生
- 強制労働（債務労働含む）
- 児童労働
- 苦情メカニズムの欠如

マレーシア

移民労働関連課題の
世界的「ホットスポット」

- 多数の移民労働者（4百万人以上）が低賃金労働者として働いており、そのうち半数以上が不法就労と推計されている
- 移民労働者の多さから強制労働につながりやすく、強制労働につながる以下のような状況が広く見られる
 - ✓ 高額な採用・契約手数料から生じる、債務による拘束
 - ✓ 労働条件や賃金などに関して労働者が十分な説明を受けていない、理解をしていない労働契約
 - ✓ 児童労働が疑われるケース（無国籍の子供）

インドネシア

問題は「森林破壊」にとどまらない

- 以前は、ステークホルダーはインドネシアで森林や生物多様性が失われることへの懸念から、主に環境問題に対して懸念
- RSPOの発展と範囲拡大に伴い、ステークホルダーの労働問題に対する懸念がますます取り上げられるようになり、「責任ある」パーム油の定義は拡大される方向にある。
 - ✓ 不公平と思われる賃金体系
 - ✓ 正式な苦情処理メカニズムの欠如
 - ✓ 児童労働を含め、世帯収入を上げるために雇われる「見えない労働力」が疑われるケース

移民労働者

マレーシア / 移民労働者 / 農業

国境を超えた移民労働者を巡る課題の世界的な「ホットスポット」

- 世界的サプライチェーンにおける移民労働者の多さ（特に製造業と農業）
- マレーシアでは多数の移民労働者（4百万人以上）が「3K」労働を中心に低賃金の労働力を提供している。その過半数が不法就労と推計されている
- 移民労働者の多さから強制労働の温床となっており、強制労働につながりやすい状況が広く見られる
 - ✓ 採用・契約手数料が高く、債務による拘束につながりやすい
 - ✓ 労働契約における労働条件や賃金などに関する説明不足



児童労働

教育、水・衛生

教育

- 受けられる教育の有無
- アクセス
- 質
- 教育費の負担
- 世帯収入のサポート

水・衛生

- 清潔な水を使えない状況
- 住居や学校のトイレが未整備
- 手洗いなどの衛生的行動が定着していない
- プランテーションの大半において、子供がかかる一般的な病気のほとんどは不衛生な状態が原因（下痢など）
- 水質の悪さや不十分な衛生状態から生じた健康問題は、学校の出席率に悪影響を及ぼすことがある

17

賃金・雇用体系

パーム油業界：出来高制

1. 出来高制
2. 時間制
3. 複合的な賃金体系

- プランテーションのように雇用者が働き手の労働時間を管理できない業界では出来高制が好まれる
- 他の多くの職場と異なり、プランテーションには明確な境界がなく、従業員が何時間働いたかを把握することが難しい
- 出来高のレートが低すぎるため、過剰労働や無償の残業を招いている場合
- 出来高制が労働者の努力で変えようのない外部要因を考慮できていない場合



非正規の労働者が広く使われている

パーム油メーカーはコストを最低限に抑えるため、労働者の非正規の労働者が多い

インドネシアでは、労働者の大半が短期契約で雇われ、最低賃金を下回る収入しか得ていないことも多い

こうした労働者は、企業のために継続的あるいは事業の中核的な業務をこなしている場合であっても、長年にわたって非正規の労働者として働いていることがある

安定した雇用がないことは労働者にとって非常にストレスが大きく、労働者の権利を行使することをほとんど不可能にしている

採用・雇用プロセスにおける課題

雇用前

- 情報提供
- 採用手数料
- 雇用契約

雇用中

- 賃金（天引き・控除）
- パスポート・身分証明書類
- 残業
- ハラスメント、虐待・懲罰からの保護
- 組合
- 苦情処理手続き
- 労働者の宿泊施設（寮など）

雇用後

- 退職する自由





SGEC/PEFC

国際森林認証制度のアウトライン

責任ある選択のために



一般社団法人 緑の循環認証会議 (SGEC)

Sustainable Green Ecosystem Council



森林認証制度相互承認プログラム (PEFC)

Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes

森林認証制度とは

森林認証制度は、認証森林から生産される木材を認証製品として市民・消費者に供給されるまでの流通プロセスを検証可能な形で管理し、市民・消費者に認証材の選択的購買を促して、その普及・拡大を促進し、持続可能な森林経営の実現を目指します。

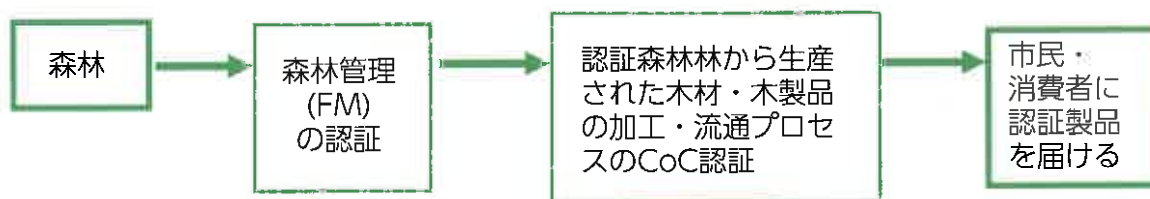
森林認証制度は、森林の管理を認証する仕組みと、そこから生産される認証材を扱う企業を認証する2つ仕組みを持っております。

森林管理 (FM)認証(Forest Management)

認証材を生産する森林管理の認証

CoC認証 (Chain of Custody)

認証材の生産・加工・流通 (CoC) プロセスを担う企業の認証



PEFC国際森林認証制度の特性とPEFCと相互承認したSGEC

<PEFC>

1992年にブラジルで開催された地球サミットを契機に、149カ国の参加の下に持続可能な森林経営を目指して「政府間プロセス」策定の取組が行われましたが、PEFCは、これを契機として1999年に、欧州11カ国参加の下汎欧州森林認証制度として発足しましたが、その後、2003年には、その名称を「森林認証制度相互承認プログラム」に変更し、世界各国の森林認証制度と相互承認を行う国際森林認証制度として活動を開始しました。これを機にPEFC森林認証面積が飛躍的に拡大し、世界最大の国際森林認証制度に発展しました。

PEFC国際森林認証制度は次に述べる3つの特性を有しております。

各国の森林認証制度との相互承認の推進

PEFCと相互承認を受けた全ての国の認証制度が、同一かつ高い水準でPEFC国際規格に適合しているか、について検証

国際標準規格 (ISO/IEC) に基づき認証業務を管理

ISO/IEC17065、ISO/IEC17021-1) 等に基づき管理

「政府間プロセス」をベースにした森林認証基準

「政府間プロセス基準」のうち、自国の政府が参加する基準を森林管理規格として採用。政府間プロセスは、世界の森林環境等に応じて8基準あり、日本はモントリオール・プロセス

<SGEC>

SGECは、2003年に「緑の循環認証会議」(日本独自の森林認証制度)として発足しましたが、その後、2016年にPEFCと相互承認を実現し、現在は国際森林認証制度として活動しております。

SGEC/PEFC認証制度の仕組み

SGEC/PEFC認証制度は、スキームオーナー（認証管理団体）、認証機関及び認定機関の三者が厳格に独立することによって認証システムの透明性・独立性・信頼性を確保しております。

スキームオーナー（認証管理団体 Scheme Owner）

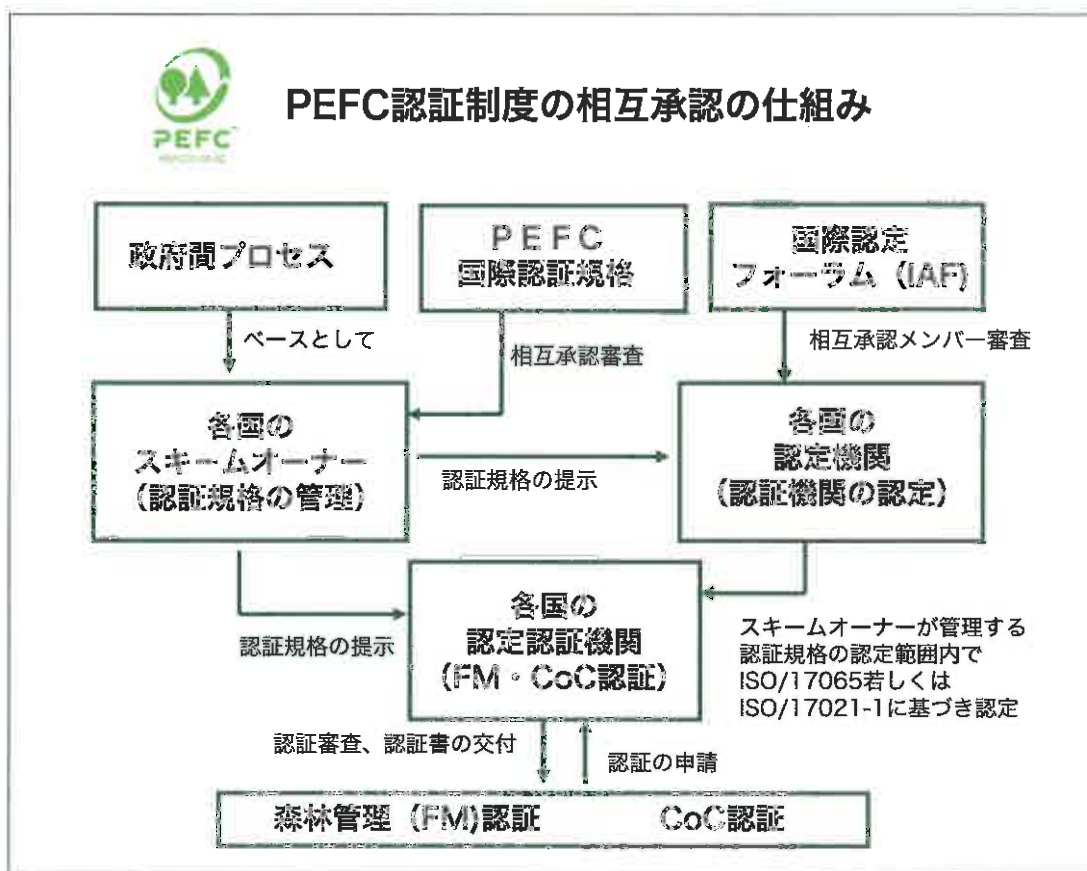
公開のもとで認証スキーム(規格)を策定・管理

認定機関（Accreditation Body）

国際認定フォーラム（IAF）に加盟する各国の認定機関は、認証機関についてISO国際規格（ISO/IEC17065若しくはISO/IEC17021-1）に基づき審査を行い認定

認証機関（Certification Body）

認定機関から認定を受けた認証機関は、スキームオーナーが策定する認証規格が求める要求事項について、森林（管理者）、木材・木製品、紙の加工・流通業者を審査・検証し、認証



SGEC/PEFC認証取得のメリット

環境問題が世界経済の枠組みを大きく変える時代を迎え、PEFCとの相互承認の下でFM、CoC認証を取得することによって、世界のPEFC森林認証のネットワークに参画し、PEFC国際認証材のサプライチェーンを構成する一員となって、持続可能な森林経営から生産・管理された認証材を活用した国内外での経済活動が展開できます。

なお、PEFCと相互承認を行ったSGEC規格に基づき認証された認証材は、PEFCのロゴを付してPEFC認証材として国際認証材市場に参画でき、また、SGECロゴマークを付してSGEC認証材として国産認証材市場へも参画できます。

PEFC持続可能な森林管理規格の要求事項

PEFCとの相互承認を受けた各国認証制度は、次のPEFC森林管理規格に適合した規格を策定・管理し、持続可能な森林経営の実現を目指します。

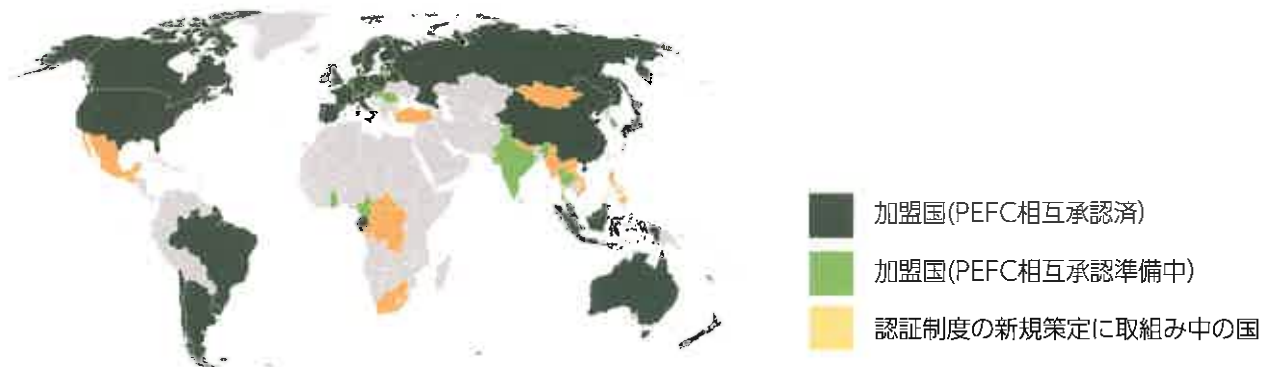
- 基準1：森林資源の維持および適切な増進とグローバルカーボンサイクルへの貢献
- 基準2：森林の生態系の健全性と活力の維持
- 基準3：森林の生産機能の（木材および非木材）維持および促進
- 基準4：森林の生態系における生物多様性の維持、保全、および適切な増進
- 基準5：森林管理における保護機能の維持および適切な増進（特に水と土壌）
- 基準6：その他の社会経済的な機能と条件の維持（先住民の権利の保全を含む。）
- 基準7：法的要求の遵守

SGEC/PEFC森林認証面積及びCoC認証企業数

PEFCは、世界最大の森林認証面積を有している

| | | 認証面積 | 区分 | 備考 |
|----|---------------|----------|-------------------|------------------------------------|
| 世界 | PEFC | 約303百万ha | 72ヶ国で 約18,800件 | 2017年6月現在 PEFC加盟国49カ国、相互承認国38カ国 |
| 日本 | SGEC/ PEFC | 165万ha | 758件 | 2017年9月現在 SGEC認証森林は全都道府県に分布 |

PEFC加盟国の現状



SGEC/PEFCではセミナー等を開催しております。
お問い合わせは一般社団法人 緑の循環認証会議（SGEC/PEFC-Japan）まで。



一般社団法人 緑の循環認証会議
(SGEC/ PEFC-Japan)

Sustainable Green Ecosystem Council

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル 4F

e-mail: info@sgec-eco.org <http://www.sgec-eco.org>

TEL: 03-6273-3358 FAX: 03-6273-3368

※公益社団法人 国土緑化推進機構「緑と水の森林ファンド」助成事業

● オリンピック・パラリンピックに向けた原料調達基準設定の基本方針、についての考察

オリンピックの精神として、参加する事に意義がある、と言われます。

オリンピック向けの原料調達についても、調達への参加を表明している国があれば、その参加内容を検討した上で明確な問題点を確認しないまま、除外してしまう事は、この精神に反してしまうと思います。この点をまずは調達基準を設定する際の基本方針にしなければならないと思います。

一方、オリンピックには参加標準記録が有ります。原料調達についても一定の基準を満たしていない場合は、基準未達の内容とその理由を参加国に明確に認識させる必要が有ります。オリンピックですので、この手順が今回の調達基準を進める場合に、責任ある方法になるのではないのでしょうか。

サステナビリティに反する事に加え、国際倫理やコンプライアンス違反、或いは食の安心・安全に反する状況などが有った場合も、同様です。

(ドーピング問題が、パーム油に起こる訳ではありませんが)。

● サステナビリティ認証のルールが目指すべき点、についての考察

サステナビリティ認証のルールを検討・選定する際に大切な点は、供給国の労働者の労働環境・安全性・給与収入の保護・コンプライアンスに反しない雇用契約など、国際 CSR 基準で求められている点は、当然の選定基準になりますが、この中でも特にコンプライアンスの遵守が最も重要です。国の法律にてパームの生産活動の法令遵守を行わせる MSPO・ISPO も、各国の法令に従う事を求める形式の RSPO も、いずれも重要な点を押さえているので、否認する様な瑕疵は無いと思います。そして、私達はそれぞれの認証制度がコンプライアンス遵守を継続できる様に、今後もバックアップしていく事が大切であると思います。

次に、持続可能性の追求には、経済性の観点からも持続可能な仕組みが必要になります。パームは農園企業の従業員の保護だけでなく、小さな農家も労働者ですから、彼らも経済的に保護する方式を考える必要があります。従い、彼らの収入を守る為に、彼らが経済的に加盟しやすい制度を考え、一方で、費用負担が理由で加盟が難しい為に販売時には差別を受けて、収入が減ってしまう制度であってはなりません。そこで小農の全てにサステナビリティを普及し、同時に国全体の経済を守る為に、加盟費用の免除、査察費用の低減、を MSPO は制度として取り入れたと了解します。コンプライアンスやサステナビリティを守れない小農は、もちろん野放図に加盟させられませんので、小農の教育を政府が行い、サステナビリティを地域全体で推進しようとする MSPO の姿勢は評価できると思います。

そして加盟者だけを対象にするのではなく、パーム業界に参加する全ての人達がサステナビリティ活動を高めていける方法をバックアップしていく事を、オリンピックの契機ですから、世界に向けて発信していく事も大切であると思います。

反対に、費用負担が大きい場合は、労働収入の保護というサステナブルの理念に反し、その費用を払えない事が理由でパーム油の販売に差別が起こり、離農が発生して農業の持続性が保てなくなる可能性を避けなければならないと思います。この点では、中小事業者と地域全体の持続性、という今回検討している調達基準の原則に、反さない様にならなければなりません。

● 持続可能な経済性の許容負担額について、具体的な考察

上記の論点に関連して、RSPOは小農の加盟料を下げて、年間500ユーロにする予定と説明がありました。これは何時から実施になるのか、確認しておきたいと思います。また、500ユーロという金額は先進国では大きな負担では無い設定なのでしょうが、マレーシアやインドネシアの小農にとっては、2-3か月分の収入に匹敵する者も居ると思われ、極めて大きな負担である可能性があり、確認をする必要があると思われ。あるいは、2,000ユーロ以下の加盟料となる事業者の線引きの妥当性や、そして、本当に小さな小農に対しては、規模に応じて500ユーロより低い費用(加盟費の免除や査察経費の引下げ)が考えられないか、要請を出してみるのはいかがでしょうか。

● 輸出国側の認証制度が採用された後、国内の流通管理はどう行うべきかについて考察

MSPOとISPOの認証は国内規定であると説明されました。この場合に日本における流通は、どのように管理あるいは担保されるのかという御質問が、委員から御提示されました。この事で、非常に重要な課題が存在する事に気付きました。この課題を検討する為に鍵となるポイントは以下の通りです。

=> 今回のパーム油認証の議論では、まずは産地(海外)にて認証システムが適正なものである事が重要ですので、この点の検証を前回のWGの会議にて、当事者からの説明をもとに確認しました。

MSPOとISPOは法律化を行い、違反に対して罰則でも縛れるので、厳正さは維持されると思います。但し、これは輸出までを認証するシステムと認識しました。

一方で、日本の輸入以降の物流管理には、MSPOやISPOもRSPOも、それぞれの制度を構築する以前に、認証油である事を消費者や需要家に表示する場合は、日本本来の表示ルールに従わなければならないが、この為にはいずれの認証油の物流管理についても、日本のルールに従う必要があると考えます。

この物流管理のルールを検証するには、既存の輸入原料の物流管理の法律として、遺伝子組換え食品の管理規制が過去15年以上の実績として有ります。

サステナブル原料も遺伝子組換原料も、表示によって消費者の知る権利と、ブランド価値にプレミアムを払う消費者の權益を守る為に、物流管理と製造管理を徹底し、製品が認証として偽りが無い事を保証する為に、必要なルールである点は同じです。非遺伝子組換原料を消費者に表示する場合、海外供給国にて非遺伝子組換の原料を I P 物流した証明書と、日本の輸入通関時に輸入申告者が発行する I P 管理の証明書、そして、その証明書に物流が連鎖する国内の加工者の I P 管理証明書が必要です。これと同様に、サステナブルなパーム油を需要家や消費者に表明して、ブランド価値を得る為に販売するには、輸入通関時から I P の管理を行い、流通管理が連鎖する事を確認する書類が必要になります。従い、海外が MSPO・ISPO・RSPO のいずれの場合でも、遺伝子組換原料の物流ルールと同様に、日本国内は日本のルールに合った形で管理する事で、不正な表示や物流を防ぐ事を（消費者に嘘のものが売られないように）、より一層厳正にできます。日本政府が認めている既存のルールと矛盾が無い様にしなければならないと思います。（オリンピック用途のものも国内で消費して認証油である事を表現するのであれば、同じくこの対象に含まれます）

=> 次に、パーム油の輸入通関後の物流管理の実効性について検証します。

いずれかのサステナブル制度の油でも、各供給国から船積み時に証明書を入手し、海上輸送の物流管理を行えば、輸入通関までの物流管理を確認ができます。これは非遺伝子組換大豆のルールにて、輸入者の義務として、手続きの実績が有ります。輸入通関の後、メーカーから流通・販売店まで、既に有る非遺伝子組換原料と同じシステムを業界にて踏襲する事によって、いずれの制度であっても、サステナブル・パーム油の国内の物流管理を問題無く行う事ができます。

=> この様な物流管理の課題を考える事に至りました。輸入通関時に証明書による確認を行わないと、その後の国内物流の管理が出来ませんので、例えば、RSPO のブック&クレーム（クレジット方式）のパーム油は、輸入通関時のロットに対応した産地からの物流チェーンや、輸入通関時の確認ができない為、その後の国内物流管理を行えない事になります（受け渡しを約束する売買契約に織り込まれていなければ）。一方では、何等かの認証の表示が有ると、消費者は認証された油そのものを買ったと誤解する事も懸念され、そのような事態は避けなければなりません。他の多くの国でも、現在のクレジット方式は、表示する事が出来なくなったとの情報が入りました。この点が正しければ、クレジット方式は物流管理が担保できず、表示もできないので認証油として使えない事になります。

- 認証された輸入パーム油に対して、プレミアムを払う場合の注意点について
輸入されるパーム油に、認証プレミアムなどの対価を何等かの形で払う場合、輸入インボイスに載らない場合には、通関手続きの方法や、輸入申告義務の有無、輸入税や輸入消費税の取り扱い、に多くの疑問や課題が生じます。

逆に、輸入として扱わない場合は、寄付としての税申告などに、問題が発生しないかなど（すぐには全ての疑問点が出て来ませんが）、確認しておく事が必要です。

● 各制度の情報の透明性について。

RSPO は、会員相互の情報交流が適切になされ、オープンに進んだ制度であるが、MSPO などそれが無いので、RSPO を選択すべきという御意見が委員から出された件について、委員の皆様の相互の理解を深める為に以下の意見を述べたいと思います。

=> RSPO はプライベートな会員制で、会員であれば、もちろん総会やその他の情報交換の場があります。また、消費者への情報提供を行い、サステナブル意識を啓蒙している事は大きく評価をされる点です。

MSPO や ISPO は法律ですので、サステナブルのルールを全てのパーム業界に従事する人達に認識させねばならず（反対に業界関係者は法律を認識する義務もある）、運用の主旨が違うのですから、情報交流の機会を比較する事は意味がありません。一方では、RSPO についても、我々の様に会員になっていても、他の選択肢と比較する情報がない状況で、ブランド価値と言う理由でコスト体系の情報がオープンに見えない暗闇の中でプレミアム価格を払う状況は、オープンな進んだ制度とは言えません。独占状態で無ければ問題は無いのですが、買い手がプレミアムを払う場合と同様に、生産者にとっても他の選択肢が無ければ、加盟しないと販売が出来なくなる事を恐れて、コストに不満が有っても加盟している事業者が居る、という声も聞こえます。

他に選択肢が無いので何も言えない人が出てしまう事は、オープンな意見交換や情報交流の風通しが悪い状況である事を、考えねばならないと思います。

今回の調達基準の原則の中には、独占的な取引を排除する事が明記されていますので、WG の委員会として、需要家・消費者にも産地の生産者にも比較検討の選択肢の幅を増やしてあげなければならないと思います。

これは輸入・買付の価格の妥当性を実際に図っている現場の人達の思いで、実際に相手方との買付交渉を行った人でないと判らない実感であると思います。

業界全ての人に幅広い選択肢を与える事によって、広い視野でオープンに今後のサステナビリティの発展を意見交換させてあげる事が重要であると思います。

- 前述の論点に関連して、RSPO のプレミアム価格は、一種のブランド価値であり、具体的な価格構成は明らかに出来ない、との御説明が御座いました。このようなブランド戦略の考え方であれば、価格構成を明示しない事は、当然の事だと思います。間違いなくブランド戦略は個々の事業体にとって非常に良い戦略です。しかし一方では、ブランド価値が高い／低いという評価を需要家・消費者が決める為には、多くのブランドが有って、それぞれの評価は比較され合う事によって決まります

ので、少なくとも幾つかの選択肢が与えられなければなりません。(高級外車の様な車を高いブランドイメージでプレミアム価格にする手法もあれば、安全性と機能が有る日本車も有ってこそ、ブランド・プレミアムをどれだけ払うか、消費者は決める事ができます)

パーム油の需要や用途は非常に幅広く、また、消費者にも多くのニーズが有りますので、ブランド戦略という考え方を進めるのであれば(従い、プレミアム対価を払うのであれば)、広い選択肢を消費者に提供しなければなりません。もしも、一つのブランドしか無く、それが高いプレミアム商品と言われたら、消費者はどんな反応をするでしょうか。この様な状況は、需要家や消費者にも生産者にも、サステナブルの重要な点である透明性の確保に反してしまいます。

また、消費者オリエンテッドの目線を見失ってしまう事で、国際的な倫理観(=サステナブル精神の土台)を損ねてしまいかねません。

- MSPO・ISPOの査察体制について実績が無いので評価が難しい、という御指摘がありました。この点は、各国の政府を代表して、法律のもとで査察機関を整備する方針のプレゼンがありましたので、その姿勢を確認する事が出来ました。勿論、具体的にどのように査察を行うのか疑問があれば、この点は質問状として出し、明確な回答を求めなければならないと思います。さしあたって、来年・再来年の査察体制確立の為の予算目途について質問をしてはいかがでしょうか。また、将来、中長期的には、各国の予算配分や政権交代による方針変更によって、査察を行う体制が弱体化する可能性があります(今これを公に言う事は出来ないと思いますので、可能性の検討、という事に留めます)。その時は、レビューを行い、その結果に応じて、認証制度の対象から外す事にすれば良いと思います。同様に、RSPOの査察では実績があるとの御説明もありますが、これも民間である限りは将来の財務状況の保証はありません。また、CONTROL UNIONにしてもSGSにしても、(欧州駐在時に実際に彼らを起用していた経験で恐縮ですが)ミスが無い完璧なものを期待する事も難しいと思います。どの制度も完璧ではないとしても、選定の選択肢から外すだけの大きな欠点は見つからないので、出来るだけ多くの制度も候補に入れ、相互に競争させて、その努力を今後もレビューする方針が良いと思います。悪いところを比較するのではなく、建設的に考えて、不足しがちな部分に改善を求めていけば、より一層強固な査察体制になっていくものと思います。